

第 2 3 号議案

ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
ふれあいプラザ
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで